

5 処理計画

5-1 ごみ処理の基本方針

本地域の過去の実績を見ると、ごみ排出原単位が高く、将来的にも全国、青森県の減少率から乖離していくことが懸念される。

抜本的な対策として排出抑制計画を促進していく施策が肝要となる。

また、排出抑制対策を十分に行ったとしても排出されるごみが全く無くなるということはありません、排出されたものを可能な限り資源として活用していくよう努めなければならない。

このような状況を踏まえ、次の2点を基本方針として廃棄物循環型社会の構築を図るものとする。

- 各家庭及び事業者における排出抑制
- 分別徹底、ごみの資源化によるリサイクルの推進

表 4-13、表 4-14 に本計画の上位計画となる県及び国における循環型社会形成推進計画に示される目標値を示す。本計画においては、上記の基本方針を踏まえた上で、これら計画に示される目標値を参考にしながら、実績年度における本地域の水準を勘案し、目標値を設定するものとする。

表 4-13 第3次青森県循環型社会形成推進計画(H28)に示される
一般廃棄物処理の目標値（抜粋）

項目	目標値
生活系ごみ原単位	【1人1日当たりに家庭から排出するごみの量】 平成32年度：507g/人・日（平成25年度比約18.6%減）
ごみ原単位	平成32年度：980g/人・日 原単位：平成25年度比約8.3%減 総量：平成25年度比約17.2%減
リサイクル率	平成32年度：25%を達成

表 4-14 第三次循環型社会形成推進基本計画(H25)に示される一般廃棄物減量化の目標値

項目	目標値
生活系ごみ原単位	平成32年度：500g/人・日（平成12年度比約25%減）
事業系ごみ総量	平成32年度：1,170万t/年（平成12年度比約35%減）
ごみ原単位	平成32年度：890g/人・日（平成12年度比約25%減）

5-2 排出抑制計画

(1) 排出抑制の基本施策

本組合の排出抑制目標は、排出抑制施策を行った場合の将来ごみ量推計を行うことで、排出量の将来推計値を算出した。排出抑制の基本施策を表 4-15 に示す。

排出抑制を推進する上で、本計画においては上位計画に示されている項目と整合を図り、資源ごみを除く生活系ごみ量原単位・事業系ごみ量・ごみ原単位を目標項目とする。なお、生活系ごみ量原単位については、平成 24 年度策定「下北地域一般廃棄物処理基本計画」においては、資源ごみを含んでの目標値を設定していたが、比較検討の上、施策にフィードバックすることを容易にするため、県及び国と同様、本基本計画においては資源ごみを含まないものとする。

施策効果を見込んだことにより想定される 1 人 1 日当たりのごみ量の推移を図 4-8 に、将来ごみ量の算出結果について、図 4-9 に示す。目標年度となる平成 37 年度の 1 人 1 日当たりの資源ごみを除く生活系ごみ量は約 620g/人・日、事業系ごみ量は約 7,800t/年、1 人 1 日当たりのごみ量は約 1,070g/人・日と予測される^{xx}。なお、図 4-8 は「5-3 資源化計画」における施策効果を反映したものとなっている。

表 4-15 排出抑制の基本施策

施策	内容
適切なごみ処理手数料額の設定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ごみ処理手数料の改定を段階的に行う。 ✓ 平成 29 年 4 月 1 日までに生活系ごみを 10kg までごとに 50 円、事業系ごみを 10kg までごとに 100 円のごみ処理手数料とする。

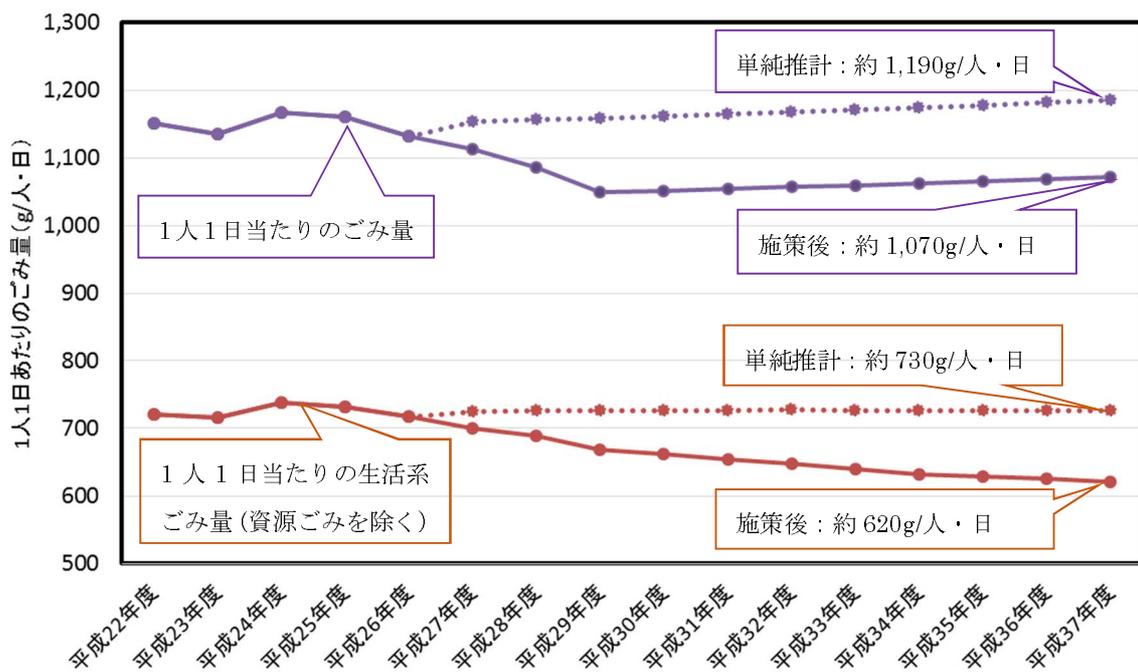


図 4-8 1 人 1 日当たりのごみ量及び資源ごみを除く生活系ごみ量の推移

^{xx} 資料編 第 2 章 「目標値設定の考え方について」参照

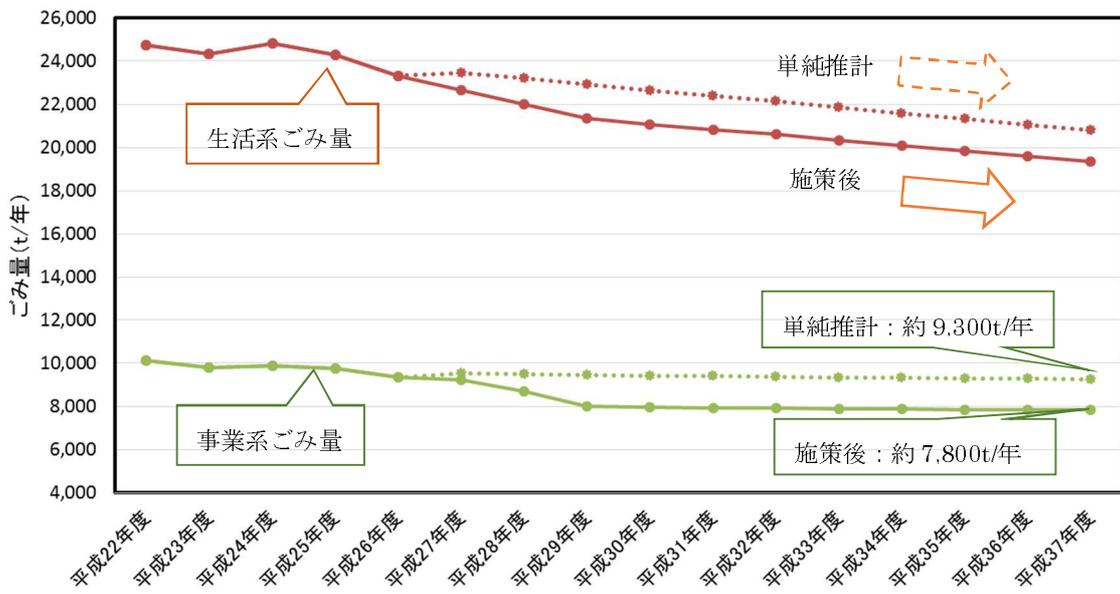


図 4-9 将来ごみ量の推移

(2) 排出抑制目標

表 4-16 に上位計画の目標値及び本計画の基本施策（排出抑制・資源化）を実施した際の将来推計値を示す。基本施策を着実に実施することにより、県計画の目標値に近づき、その他の検討施策を実施することにより、目標の達成を図るものとする。

本計画の排出抑制目標値は、資源ごみを除く生活系ごみ原単位は **620g/人・日**、事業系ごみ総量は **7,800t/年**、ごみ原単位は **1,070g/人・日**とする。これにより、将来単純推計と比較して平成 37 年度（目標年度）の生活系ごみ量は 7%、事業系ごみ量は 16%、総計したごみ量は 11%の削減効果が見込まれる。

表 4-16 上位計画における目標値及び基本施策（排出抑制・資源化）による将来推計値

	上位計画における目標値	基本施策による将来推計値
資源ごみを除く生活系ごみ原単位	平成 25 年度比 18.6%減の場合 ⇒約 600g/人・日【県計画目標値】	620g/人・日
事業系ごみ量	平成 25 年度比 20.5%減の場合 ⇒約 7,780t/年【県計画目標値】	7,800t/年
ごみ原単位	平成 25 年度比 8.3%減の場合 ⇒約 1,060g/人・日【県計画目標値】	1,070g/人・日

(3) その他検討施策

上記の排出抑制目標を推進するための検討施策として、前述のごみ処理手数料額設定以外に、以下の各種施策をもって目標達成を図る。

- ・ 中間処理施設における事業系ごみの展開検査
- ・ 中間処理施設での処理対象廃棄物の見直し
- ・ ごみの適正搬入指導
- ・ 排出抑制に関する広報・啓発・教育
- ・ 集団回収に対する助成・支援
- ・ コンポスト容器、ダンボールコンポスト等の普及及び助成・支援
- ・ 多量排出事業所への指導強化
- ・ 指定ごみ袋の適正な価格設定

(4) 排出抑制の主体

搬入手数料の改定等の中間処理施設等に係る広域的な排出抑制施策は、組合が主体となり推進を行い、その他の排出抑制施策は、構成市町村が主体となって推進を行うものとする。

各主体は連携を密に行い、施策検討の調整を図るものとする。

5-3 資源化計画

(1) 資源化の基本施策

本組合の再資源化目標は、資源化施策を行った場合の将来ごみ量推計を行うことで、排出量将来推計値を算出した。資源化の基本施策を表 4-17 に示す。

また、施策における不適正排出割合の推移を図 4-10 に、基本施策実施後のごみ排出量を表 4-18、表 4-19 に、将来資源ごみ量の算出結果について、図 4-11 に示す。次期焼却施設の稼動を見込み、平成 34 年度の可燃ごみ、不燃ごみ中の資源ごみ混入量を現在の混入量の 50% となるよう推計を行う。

表 4-17 資源化の基本施策

施策	内容
不適正排出抑制	<p>✓ 一般家庭・事業所から排出されるごみに不適正排出されている資源ごみの分別徹底を図る。</p> <p>(施策効果の算出条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期焼却施設竣工までの間、可燃ごみ及び不燃ごみ中の資源ごみ混入量を削減していき、竣工年度において不適正排出量が現在値の 50% 程度となるようにする。 ・ 竣工年度から目標年度までの間、年毎に上記の半分の割合で資源ごみ混入量を削減するものとする。 ・ 可燃ごみ、不燃ごみ中から削減された資源ごみ混入量は、資源ごみとして排出されるものとする。

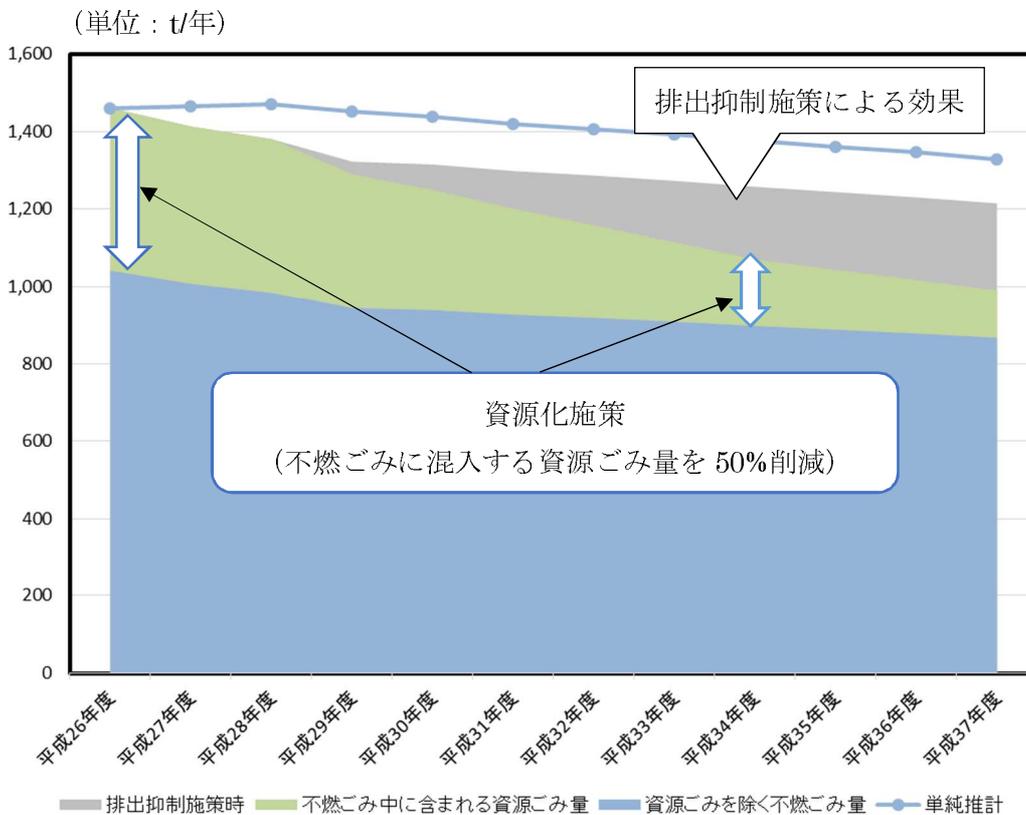
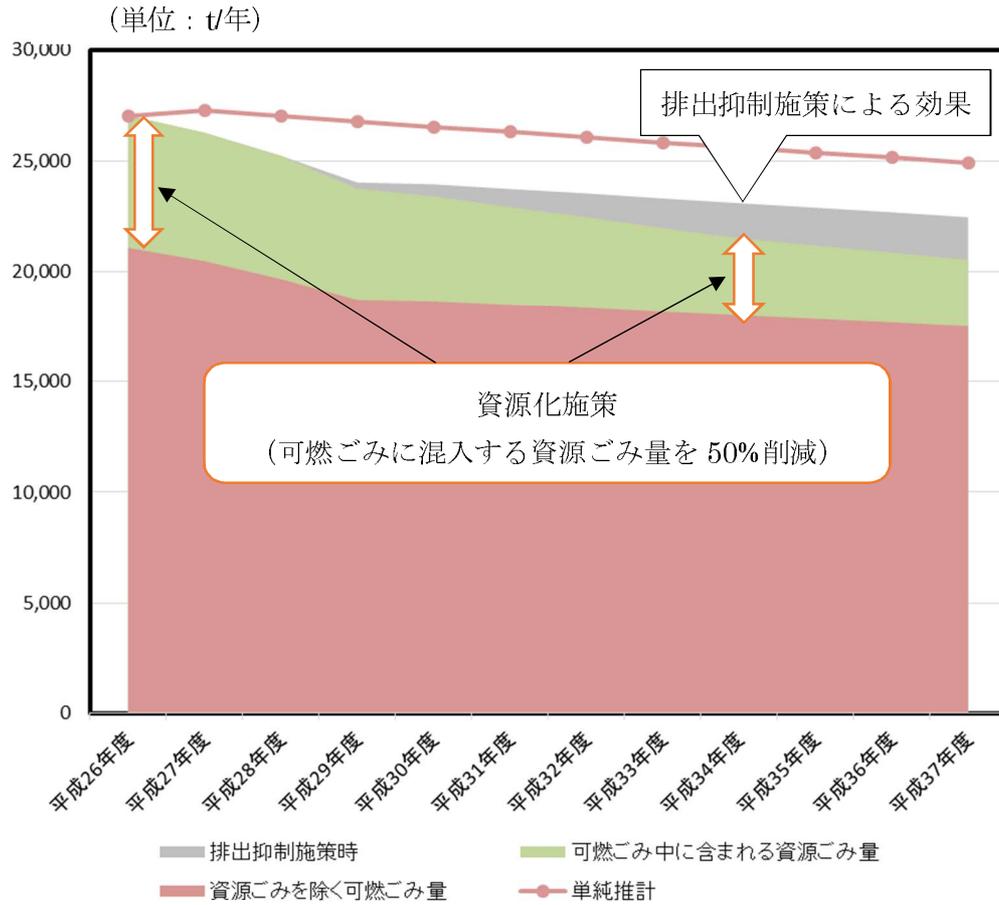


図 4-10 不適正排出割合の推移

表 4-18 基本施策実施後の生活系ごみ排出量

(単位：t/年)

	H34			備考	H37			備考	
	① 単純推計	② ①+排出抑制施策	③ ②+資源化施策		① 単純推計	② ①+排出抑制施策	③ ②+資源化施策		
むつ市	生活系可燃ごみ	12,731	11,853	11,204	分別徹底により混入資源を 11% → 5% に抑える	12,271	11,425	10,643	分別徹底により混入資源を 11% → 4% に抑える
	生活系不燃ごみ	805	749	635	分別徹底により混入資源を 31% → 15% に抑える	777	723	585	分別徹底により混入資源を 31% → 11% に抑える
	生活系資源ごみ	2,146	1,998	2,762	集団回収量を含む	2,072	1,929	2,849	集団回収量を含む
	小計	15,682	14,600	14,600		15,120	14,077	14,077	
大間町	生活系可燃ごみ	1,797	1,673	1,476	分別徹底により混入資源を 23% → 12% に抑える	1,739	1,619	1,381	分別徹底により混入資源を 23% → 9% に抑える
	生活系不燃ごみ	114	106	83	分別徹底により混入資源を 45% → 22% に抑える	110	102	74	分別徹底により混入資源を 45% → 17% に抑える
	生活系資源ごみ	115	108	328		111	103	370	
	小計	2,026	1,887	1,887		1,960	1,825	1,825	
東通村	生活系可燃ごみ	1,223	1,139	1,061	分別徹底により混入資源を 14% → 7% に抑える	1,168	1,087	994	分別徹底により混入資源を 14% → 5% に抑える
	生活系不燃ごみ	132	123	96	分別徹底により混入資源を 45% → 22% に抑える	124	116	83	分別徹底により混入資源を 45% → 17% に抑える
	生活系資源ごみ	55	51	156		52	49	174	
	小計	1,410	1,313	1,313		1,344	1,251	1,251	
風間浦村	生活系可燃ごみ	583	543	520	分別徹底により混入資源を 8% → 4% に抑える	553	515	488	分別徹底により混入資源を 8% → 3% に抑える
	生活系不燃ごみ	22	20	19	分別徹底により混入資源を 8% → 4% に抑える	20	19	18	分別徹底により混入資源を 8% → 3% に抑える
	生活系資源ごみ	78	73	97		74	69	97	
	小計	683	636	636		648	603	603	
佐井村	生活系可燃ごみ	593	552	516	分別徹底により混入資源を 13% → 7% に抑える	563	524	481	分別徹底により混入資源を 13% → 5% に抑える
	生活系不燃ごみ	39	36	32	分別徹底により混入資源を 20% → 10% に抑える	36	34	30	分別徹底により混入資源を 20% → 7% に抑える
	生活系資源ごみ	71	66	105		65	61	108	
	小計	702	654	654		664	618	618	
下北郡	生活系可燃ごみ	16,927	15,759	14,777	可燃ごみ・不燃ごみに混入する資源ごみ量を50%削減	16,293	15,169	13,987	
	生活系不燃ごみ	1,112	1,035	865		1,068	994	790	
	生活系資源ごみ	2,465	2,295	3,448		2,374	2,211	3,598	
	小計	20,504	19,089	19,089		19,736	18,374	18,374	
	生活系粗大ごみ	963	952	940		871	859	848	
	生活系その他	123	122	120		111	110	108	
計	21,590	20,163	20,150		20,718	19,343	19,330		

表 4-19 基本施策実施後の事業系ごみ排出量

(単位：t/年)

	H34			備考	H37			備考	
	① 単純推計	② ①+排出抑制施策	③ ②+資源化施策		① 単純推計	② ①+排出抑制施策	③ ②+資源化施策		
むつ市	事業系可燃ごみ	8,166	6,899	6,321	分別徹底により混入資源を 17% → 8% に抑える	8,131	6,869	6,150	分別徹底により混入資源を 17% → 6% に抑える
	事業系不燃ごみ	232	196	186	分別徹底により混入資源を 10% → 5% に抑える	231	195	183	分別徹底により混入資源を 10% → 4% に抑える
	事業系資源ごみ	46	39	627		46	39	770	
	小計	8,445	7,134	7,134		8,408	7,103	7,103	
大間町	事業系可燃ごみ	89	76	73	分別徹底により混入資源を 7% → 3% に抑える	88	74	71	分別徹底により混入資源を 7% → 2% に抑える
	事業系不燃ごみ	0	0	0		0	0	0	
	事業系資源ごみ	0	0	2		0	0	3	
	小計	89	76	76		88	74	74	
東通村	事業系可燃ごみ	369	312	291	分別徹底により混入資源を 14% → 7% に抑える	354	299	273	分別徹底により混入資源を 14% → 5% に抑える
	事業系不燃ごみ	30	26	19	分別徹底により混入資源を 53% → 27% に抑える	29	24	16	分別徹底により混入資源を 53% → 20% に抑える
	事業系資源ごみ	9	7	36		8	7	41	
	小計	408	345	345		391	330	330	
風間浦村	事業系可燃ごみ	33	28	26	分別徹底により混入資源を 12% → 6% に抑える	33	28	25	分別徹底により混入資源を 12% → 4% に抑える
	事業系不燃ごみ	1	1	1		1	1	1	
	事業系資源ごみ	0	0	2		0	0	2	
	小計	34	29	29		34	29	29	
佐井村	事業系可燃ごみ	17	15	15		17	15	15	
	事業系不燃ごみ	0	0	0		0	0	0	
	事業系資源ごみ	4	3	3		4	3	3	
	小計	21	18	18		21	18	18	
下北郡	事業系可燃ごみ	8,675	7,329	6,726	可燃ごみ・不燃ごみに混入する資源ごみ量を50%削減	8,622	7,284	6,534	
	事業系不燃ごみ	264	223	206		262	221	201	
	事業系資源ごみ	59	50	670		58	49	819	
	小計	8,998	7,602	7,602		8,942	7,554	7,554	
	事業系粗大ごみ	286	241	241		284	240	240	
	事業系その他	38	32	32		38	32	32	
合計	9,322	7,875	7,875		9,264	7,826	7,826		

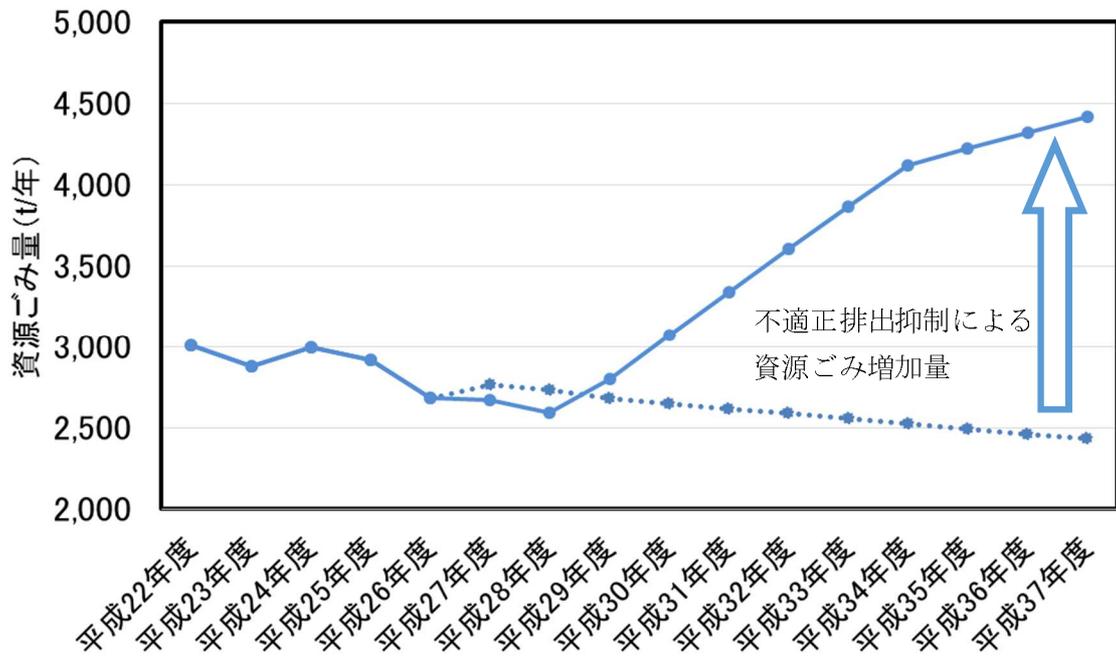


図 4-11 将来資源ごみ量の算出結果

(2) 資源化目標

図 4-12 にリサイクル率の推移を示す。また、表 4-21 【参考】上位計画における目標値及び基本施策による将来推計値を示す。

県計画目標値である 25% に対して、基本施策を実施した際の効果を反映しても 3% 程度の向上にとどまるため、目標年度であっても達成できないことが考えられる。後述する焼却灰の資源化によってリサイクル率の向上は考えられるが、リサイクルが可能な形での焼却灰の受入先が具体的に検討できていない現時点の状況で、焼却灰の資源化を見込む目標を掲げることは適切ではないと考えられる。よって、本組合の現在の喫緊の課題である不適正排出の状況を次期焼却施設建設までに改善することで、安定したリサイクル率の向上が見込まれるため、資源化計画における目標値は、次期焼却施設への移行の前段階として、不適正排出量を半分にする。つまり、**平成 34 年度の可燃ごみ、不燃ごみ中の資源ごみ混入量を現在の潜在量の 50% とするもの**とする。これにより、表 4-20 に示すとおり、将来単純推計と比較した場合の可燃ごみ・不燃ごみの削減、資源ごみの増加効果が見込まれる。

表 4-20 将来単純推計と比較した場合の資源化基本施策による効果

	平成34年度	平成37年度
可燃ごみ	16% 削減	18% 削減
不燃ごみ	22% 削減	26% 削減
資源ごみ	63% 増加	82% 増加

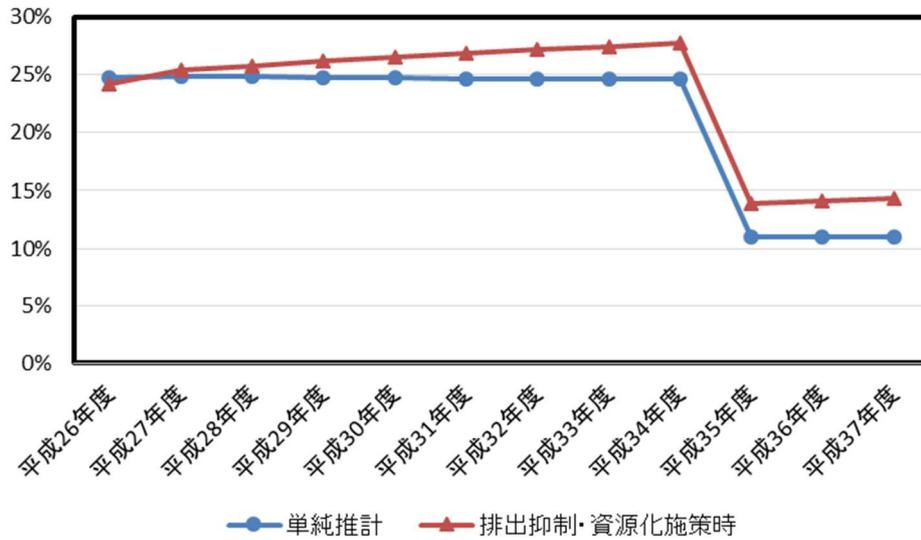


図 4-12 【参考】単純推計、排出抑制・資源化施策後のリサイクル率の推移

表 4-21 【参考】上位計画における目標値及び基本施策による将来推計値（平成 37 年度）

	上位計画における目標値	基本施策による将来推計値
リサイクル率	25%を達成【県計画目標値】	14%

※基本施策による将来推計値の算出については、表 4-22 を参照。

(3) その他検討施策

資源化目標を推進するための検討施策として、上記の不適正排出抑制以外に、以下の各種施策をもって目標達成を図る。

- ・ 小型家電等の拠点回収品目増加
- ・ 資源化に資する分別品目増加の検討
- ・ 民間リサイクル施設を活用した事業系ごみの資源化促進
- ・ 集団回収制度の増加の検討
- ・ 効率的な施設運用による資源化量の増大

(4) 資源化の主体

資源化施策は、構成市町村が主体となって推進を行うものとし、各種中間処理施設等に係る広域的な資源化施策は、組合が主体となり推進を行う。各主体は連携を密に行い、施策検討の調整を図るものとする。

(5) その他バイオマス等資源化の検討

「第三次循環型社会形成推進基本計画（環境省）」においては、未利用間伐材、家畜排泄物、分別収集された生ごみ等の利活用が提唱されている。

本計画では策定に際し、し尿及び浄化槽汚泥由来の助燃剤及び生ごみ、剪定枝の資源化について検討を行った。

なお、代表的な生ごみのリサイクル方法である堆肥化やバイオガス化について、施設設置の検討を行ったが、ごみの分別品目増加への住民の適応可能性及び処理後生成物の搬出先確保の問題等から、本計画期間中では導入可能性が低いと考えられる。このため、これらの施設の建設を計画しないものとする。検討の詳細は資料編^{xxi}に示す。

ただし、ごみの減量化や再資源化に効果的であることから、構成市町村毎の状況にあわせて有効活用する方向で検討することとする。

①助燃剤・し渣

汚泥再生処理施設むつ衛生センターより排出されるし渣及び汚泥をもとに製造される助燃剤であるが、現在アックス・グリーンにおいてガスエンジン発電に寄与する形で投入を行っている。本計画においては助燃剤量を処理対象のごみ量に見込むものとする。図4-13に助燃剤・し渣の将来推計量を示す。助燃剤・し渣は本組合圏域の人口に比例するものとして、推計を行った。平成37年度においても現在とほぼ変わらず2,000t/年程度の排出量が見込まれる。次期焼却施設においてもし渣及び助燃剤を投入するものとする^{xxii}が、水分含有量が多いことから以下の点に留意する。

- ・ 含水率が燃焼継続に影響を与えるため、処理量に応じた適切な投入量とする。
- ・ 安定した燃焼を実現するため、前処理として乾燥工程等の導入を検討する。

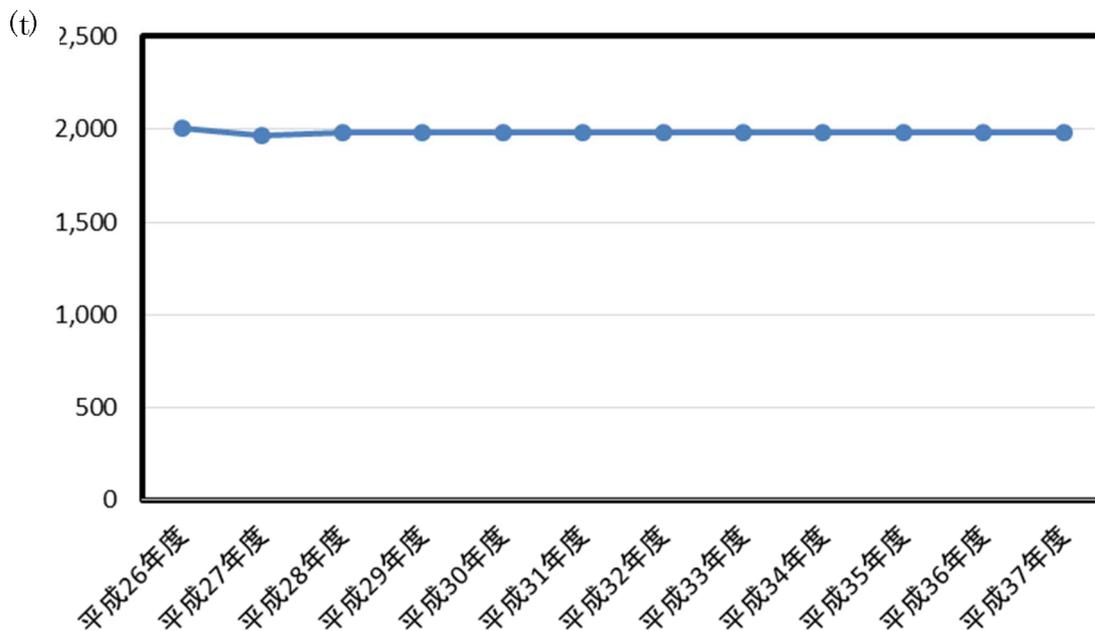


図 4-13 助燃剤・し渣の将来推計量

^{xxi} 資料編 第4章 「可燃ごみ処理方式の比較検討について」参照

^{xxii} 資料編 第5章 「助燃剤・し渣の処理費用比較について」参照

②生ごみ

生ごみは可燃ごみ中で大きな重量割合を占める廃棄物であり、ごみの大幅な減量化・資源化が期待できる。しかし、前述のとおり施設設置の検討を行った^{xxiii}ところ、本計画期間中における実現は難しいことが考えられたことから、まずは小規模分散型の処理を行い、そこからの普及を目指すことが考えられる。したがって、構成市町村が中心となり、民間の堆肥化施設等を活用した生活系生ごみ分別収集モデル事業の実施等について検討を行っていくこととする。

③剪定枝

剪定枝は、ごみ質組成において可燃ごみ中に一定量存在することが明らかとなった。したがって、上記の生ごみと同様にバイオマスとしての資源化について継続的に検討を行っていくこととする。

剪定枝の資源化については、まずは小規模分散型の処理を構成市町村におけるモデル事業等で行い、そこからの実現可能性を評価し、普及を目指すことが考えられる。したがって、公共施設から発生する剪定枝等、まとまって排出されかつ取り組みやすいものから、チップ化等の検討を行う。また、家庭から排出される分については、構成市町村が中心となり、チップ化設備（車載型等）の貸し出しについても検討を行う。

（6）焼却灰資源化の検討

現中間処理施設は溶融を行っており、副生成物である溶融スラグ・メタル等を全量資源化している。しかし、次期焼却施設は溶融スラグ等の生成を行うことを想定していないため、リサイクル率向上に際して、民間の資源化施設の活用等により、焼却灰の資源化を検討する必要がある。参考までに、図 4-14 に焼却灰を資源化した場合のリサイクル率の推移を示す。焼却灰は主灰^{xxiv}・飛灰^{xxv}ともに資源化した場合を想定した。焼却灰を資源化しない場合は、施策後の目標年度の本組合地域の合計リサイクル率は約 14%であるのに対し、焼却灰を全量資源化した場合、目標年度における本組合地域の合計リサイクル率は約 23%と想定される。

^{xxiii} 資料編 第4章 「可燃ごみ処理方式の比較検討について」参照

^{xxiv} 焼却炉でごみを焼却したときに、炉の底部から排出される燃えがら

^{xxv} 燃料を燃焼させたり、ごみを焼却するときに発生する排ガスに含まれる煤塵

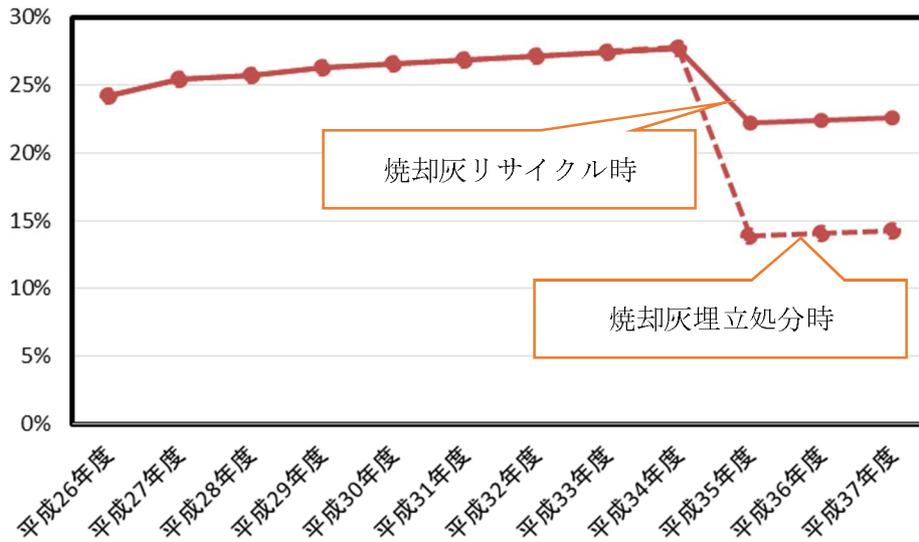


図 4-14 【参考】焼却灰を資源化した場合のリサイクル率の推移

表 4-22 【参考】焼却灰を資源化した場合のリサイクル率の推移

	実績値	単純推計	排出抑制・資源化施策時	【参考】焼却灰を資源化した場合
				H26
総排出量 (t/年)	32,664	30,047	27,176	27,176
総資源化量 (t/年)	7,907	3,302	3,884	6,133
缶類・紙類回収量 (t/年)	821	734	1,416	1,416
集団回収量 (t/年)	1,199	1,098	1,098	1,098
中間処理後資源化量 (t/年)	5,887	1,470	1,370	3,619
うち熔融スラグ・メタル (t/年)	4,436	0	0	0
うち焼却灰 (t/年)	0	0	0	2,249
リサイクル率	24%	11%	14%	23%

5-4 収集運搬計画

(1) 収集運搬の主体

収集は市町村または排出者が主体となって行うものとし、市町村が行う収集は、各行政区域内における住民の日常の家庭生活から発生する生活系ごみとする。

また収集の実施は、中間処理施設での受入体制に合わせることを前提にして各地域住民にとって最も適切な方法を選択するものとする。

(2) 市町村による収集運搬

リサイクルプラザや焼却施設等の各種中間処理施設の供用にあわせ、市町村間で搬入形態（収集容器、収集車両等）の統一を図るものとする。また、次期焼却施設の設置箇所に合わせて適切な収集運搬ルート・方法等を選定する。現在高齢者の単身世帯、老夫婦世帯の増加等、本組合圏域において、高齢者の割合が高まっていることから、在宅支援事業などとの連携等も含め、関係部局と体制を整えるなどの対策を検討する。

(3) 排出者による収集運搬

事業系ごみ、一時多量ごみ等は、排出者自ら、または一般廃棄物収集運搬業者に委託して行い、事業系ごみの搬入は生活系ごみの分別区分に準じてその徹底を図る。

(4) 検討施策

構成市町村が行う収集・運搬体制について、効率性の向上を図り、福祉行政等との連携による収集サービスなど、社会情勢に則した以下の施策の検討・対応を行う。

- ・ 効率的な収集・運搬体制の確保
- ・ 焼却施設構内及び周辺道路における収集運搬車の渋滞の回避
- ・ 福祉行政等との連携による収集サービスの実施

5-5 中間処理計画

(1) 中間処理の主体

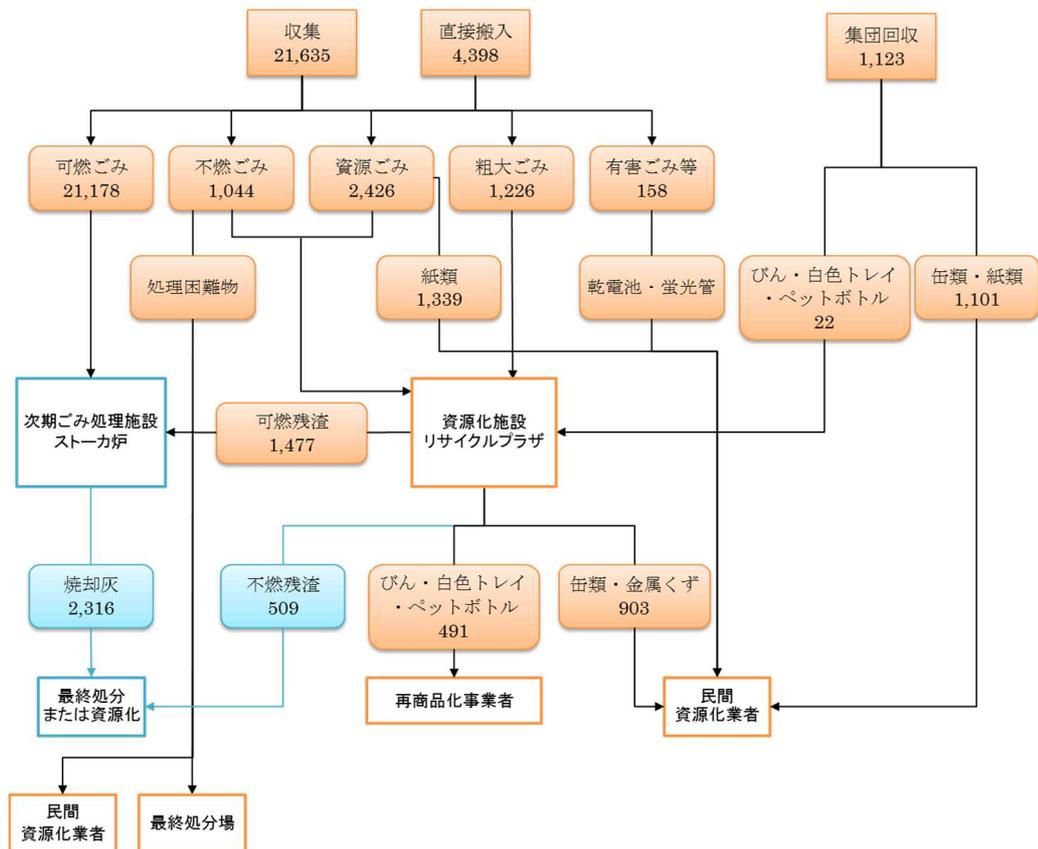
中間処理については、本組合で行うものとし、本地域の構成市町村間の協議により最適化を行う。

中間処理施設は地域共通の施設として設置し、その設置及び運営については地域住民に最も効率的なサービスを提供できるよう必要な検討を行うものとする。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法については、関係諸法令に準拠することはもとより、廃棄物循環型社会の構築を図るものであることとする。本基本計画において次期中間処理施設のうち焼却施設の施設規模は、約91t/日程度となると算定された^{xxvi}。施設規模の算定にあたっては、諸条件の変更等により精査・検討を継続する必要がある。

次期中間処理体制におけるごみ処理フローを図4-15に示す。



※フロー中の数値は年間量 (t/年) を表している

※端数処理の関係で合計が合致しない箇所がある。

図 4-15 次期中間処理体制における処理フロー
(平成 35 年度 / 排出抑制・資源化施策実施時)

xxvi 資料編 第3章 「施設規模の算定の考え方について」参照

①可燃ごみの処理方法

可燃ごみの処理については、ストーカ炉方式の焼却施設で焼却される。次期焼却施設への移行により、これまでの処理方式と異なり、処理残渣として焼却灰（主灰・飛灰）が発生する。

②不燃ごみの処理方法

不燃ごみの処理については、選別・破砕等を行い、資源化を促進するものとする。不燃ごみの処理は資源物と不燃処理残渣が発生する。資源物については、次期焼却施設への移行に関わらず、基本的に現在の処理方法を踏襲するものとする。また、最終処分場の残余容量が逼迫していることを考慮し、不燃処理残渣のリサイクルについても今後検討していく。なお、焼却灰、不燃処理残渣のいずれも、本組合が主体となり処分を行う。

③資源ごみの処理方法

資源ごみについては、「容リ協会」において規定される分別基準に適合させつつ、リサイクルプラザにおいて前処理等を行い、再生利用を促進するものとする。なお、リサイクルプラザについては次期焼却施設への移行に際し、現状と同等の資源回収プロセスを確保するものとする。

(3) 検討施策

現状の中間処理施設における適正処理・処分の実施や、次期中間処理施設における適正な処理体制の整備等、以下の施策を検討・実施する。

- ・ 現状の中間処理施設における安心・安全な適正処理・処分の実施
- ・ 事故発生の未然防止体制の構築
- ・ 次期中間処理施設の調査・計画・設計・事業手法の検討
- ・ 直接搬入の受入体制の検討

5-6 最終処分計画**(1) 処理主体**

現状の中間処理施設では、廃石膏ボード等に代表される処理困難物の処理方針、不法投棄問題等について構成市町村と協議・検討を行う。

次期中間処理施設においては上記に加え、焼却灰や不燃処理残渣の最終処分について、本組合で処分を行うものとする。

(2) 処分方法

焼却灰や不燃処理残渣については、民間事業者の最終処分場にて埋立処分または資源化方法を構成市町村とともに検討する。

さらに、周辺環境の保全に十分留意し、安全で安定的な処分を行うことにより住民の理解と信頼を高めるよう処分委託先と一体となって取り組む。

① 溶融スラグ

「アクセス・グリーン」の稼動が終了する平成34年度までは、溶融スラグが排出される。溶融スラグは民間の資源化業者にて資源化を行うものとする。

② 焼却灰

次期焼却施設の稼動する平成35年度以降に排出されることが想定される。焼却灰は、資源化もしくは最終処分にて処理を行う。

③ 不燃処理残渣

「アクセス・グリーン」においてはリサイクルプラザにおいて選別後、溶融対象物として溶融されているが、次期焼却施設においては焼却対象とならないため、排出されることが想定される。不燃処理残渣は資源化を検討・推進していくが、資源化ができないものについては最終処分を行うものとする。

(3) 検討施策

現在行っている溶融スラグの資源化を継続しつつ、以下の施策の検討・対応を行う。

- ・ 次期中間処理体制における焼却灰等の資源化（再掲）
- ・ 民間事業者を利活用した適正な最終処分

5-7 計画のスケジュール

本計画における施策のスケジュールを表4-23に示す。

表 4-23 計画のスケジュール

計画項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
排出抑制計画										
排出抑制の基本施策 (適切なごみ処理価格設定)										
生活系ごみ	段階的に価格を改定						価格見直し			
事業系ごみ	段階的に価格を改定						価格見直し			
その他検討施策										
中間処理施設における事業系ごみの展開検査	検討・推進							強化		
中間処理施設での処理対象廃棄物の見直し	検討									
ごみの適正搬入指導										
排出抑制に関する広報・啓発・教育	推進									
集団回収に対する助成・支援	検討・推進									
コンポスト容器、ダンボールコンポスト等の普及及び助成・支援	検討・推進									
多量排出事業所への指導強化	検討・推進							強化		
指定ごみ袋の適正な価格設定	検討									
資源化計画										
資源化の基本施策 (不適正排出抑制)	検討・推進							強化		
その他検討施策										
小型家電等の拠点回収品目増加	検討・推進							強化		
資源化に資する分別品目増加の検討	検討・推進							強化		
民間リサイクル施設を活用した事業系ごみの資源化促進	検討・推進							強化		
集団回収制度の増加の検討	検討									

計画項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
	効率的な施設運用による資源化量の増大	推進									→
	その他バイオマス等資源化の検討										
	助燃剤・し渣	検討									→
	生ごみ	検討									→
	剪定枝	検討									→
焼却灰資源化の検討									検討		→
収集運搬計画											
検討施策											
	効率的な収集・運搬体制の確保	検討・推進									→
	焼却施設構内及び周辺道路における収集運搬車の渋滞の回避	検討・推進									→
	福祉行政等との連携による収集サービスの実施	検討									→
中間処理計画											
検討施策											
	現状の焼却施設における安心・安全な適正処理・処分の実施	推進									→
	事故発生の未然防止体制の構築	推進									→
	次期中間処理施設の調査・計画・設計・事業手法の検討	検討・推進						→			
	直接搬入の受入体制の検討	検討									→
最終処分計画											
検討施策											
	次期中間処理体制における焼却灰等の資源化								検討		→
	民間事業者を利活用した適正な最終処分								検討・推進		→

第5章 地域環境保全計画

第4章ごみ処理基本計画に基づき、ごみの不法投棄などによる環境への負担が増加しないように、構成市町村は地域美化計画、広報計画、情報管理計画によって地域環境の保全に努める。

1 地域美化計画

本地域の構成市町村においては、①捨てさせないための未然防止対策、②散乱させないための受け皿整備、③常に美しく保つための清掃活動の三要素を組み合わせることで散乱ごみへの総合美化対策を推進する。

1-1 未然防止対策

ごみの散乱を防止するために「人の行動を誘導したり抑制したりする。」だけでなく、その前段階ともいえるごみになるものを持ち込ませない、販売しない、あるいはごみを捨てられそうな場所に立ち入らせない等、人がごみを散乱させる可能性を抑制する施策の展開を図るものとする。

1-2 回収容器の設置

人が集まりごみが発生するような場所では、回収容器を設置する等の適正な管理を促進する等回収・管理体制の構築を図る。また、各人によるごみの持ち帰りも推進するとともに、散乱しやすい容器包装廃棄物については、排出・販売事業者に回収容器の設置を促す等、各種体制を構築する。

1-3 清掃活動

「ごみを捨てない」という極めて当然のマナーを身につけてもらうためには、実際に落ちているごみを拾うことが最も効果があると考えられる。このため、住民参加による定期的な清掃活動の実施を図ると共に、これによって回収された廃棄物を積極的に受け入れる等による支援を推進するものとする。

2 広報・啓発計画

構成市町村それぞれの広報・啓発活動が可能となるようにその基礎資料として、ごみ処理実態の把握に努め、適正な評価を行う。また、相互の情報伝達により地域が一体となった取り組みを活性化する。

3 情報管理計画

ごみの発生・排出の段階から処理・処分に至るまでのデータを体系的に整理する。

また、ホームページなどを用いて公表することにより、広く住民に周知を促し、関係団体へ情報提供に努めることとする。

第6章 災害対策

1 現状

災害についての現状の動向について、主体ごとに表 6-1 に整理する。

表 6-1 各主体における災害対策等の動向

主体	災害対策等の動向
国	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国は、東日本大震災をはるかに上回る規模の自然災害に備え、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めている。また、「国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」において、「地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向けた対策を推進」することとされている。^{xxvii} ✓ 「廃棄物処理施設整備計画」を改定し、「災害対策の強化」を明記している。また、「災害廃棄物処理指針」（平成 26 年 3 月）「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（平成 26 年 3 月とりまとめ）等を策定し、災害廃棄物対策を進めている。 ✓ 循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金では、ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の新設事業や基幹的設備改良事業等において、交付率 1/2 の事業を行う場合、「災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること」が交付要件の 1 つとするなど、自治体処理施設での積極的な受入を促している。
組合・市 町村	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 東通村では、岩手県九戸郡野田村で発生した災害廃棄物について、三菱マテリアル（株）青森工場で処理を行った。（東通村 HP） ✓ 各構成市町村において、地域防災計画が策定されており、災害廃棄物の応急清掃について基本方針が記載されている。

2 課題

現焼却施設もしくは次期焼却施設での災害廃棄物の処理も含め、迅速かつ柔軟な災害廃棄物処理を可能とする体制の確立が必要である。

3 施策

発災前は、日頃から、必要な計画等の策定、庁内組織体制のほか他自治体・民間を含めた連携体制の確立、仮置場の確保、訓練の実施等、必要な準備を行う。

また、次期焼却施設での災害廃棄物の処理が可能となるように、施設規模・設備等の検討を行うとともに、現焼却施設である「アクセス・グリーン」の解体後跡地についても災害廃棄物処理への利用方法を検討するものとする。

xxvii 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業（環境省）